

途上国研究の最前線

第11回

発展途上国で契約農業はどのように普及しているか

寶劍久俊

サプライ・チェーンのグローバル化と緊密化、マーケットストアの普及と農産物の高付加価値化といった農業をめぐる世界的な潮流のなか、先進国はもとより、途上国の農業でも大きな変化が起こっている。農産物の取引は従来、市場での相対交渉やセリを通じて行われてきた。しかし、品質や鮮度の高い差別化された農産物を取引するため、生産者と買い手との間で、生産・販売に関する取り決めを事前に結ぶ「契約農業」(contract farming)の重要性が高まってきた。

この現象は世界的な広がりをみせ、南米やアフリカといった途上国でも、先進国向け農産物の輸出が急増している。そこで最新の研究成果を踏まえながら、契約農業をめぐる途上国研究の動向を簡潔に解説していく。

●途上国の契約農業の特徴

契約農業の形式は、大きく「生産契約」と「販売契約」に分類することができる。生産契約とは、生産者と契約先企業で取り扱う農産物の販売価格とその数量に加え、農産物生産のための投入財や栽培(飼育)方式も事前に取り決める契約方式のことである。それに対して販売契約とは、生産者と契約企業が事前に特定農産物の販売価格と販売量のみを取り決める契約方式のことである。(参考文献③)。

途上国では一九八〇年代の経済自由化政策と構造調整政策を経験し、一九九〇年代以降は貿易障壁の引き下げが進み、民間部門を牽引役とするグローバル・バリュー・チェーンが強化された結果、生鮮野菜や果物を中心に、途上国にとって馴染みの薄かった農産物での契約農業が普及してきた。また途上国の契約農業の特徴として、先進国向け農産物には生産契約方式、途

上国の国内スーパーマーケット向けには販売契約方式が採用される傾向がある。途上国の農民は、先進国で求められる品質基準や規格を十分に熟知しておらず、栽培技術面でも不十分なケースが多い。そのため、輸出企業が生産者と生産契約を締結し、きめ細かい指導や監視を行うことで、安全基準や品質要求に見合った農産物の生産を促進しているという(参考文献④)。

●契約農業普及の理論的根拠

このような契約農業普及の理由と契約形態の違いについて、市場の不完全性を重視する制度経済学の視点から精力的に研究が進められている(参考文献②・③)。これらの研究によると、契約農業が導入される理由は大きく、(1)農産物の生産量・生産価格の不確実性とリスクの存在、(2)生産農家と加工・流通業者との間の取引費用の低減に分けられる。

第一の不確実性とリスクについては、農産物は供給面では自然条件による影響(作柄変動)を受けやすく、需要面では食料品に対する価格弾力性が低いため、工業製品と比べて農産物市場は価格変動が大きくなる。また、農産物は生産期間が長いという技術的な特性が存在するため、将来の市況に対する予想と実際の市況との間に大きなギャップが生まれがちである。契約農業では、このような価格変動や収量変動によるリスクを農家と加工・流通業者でシェアすることで削減することができる。

第二の取引費用について、(1)財の特殊性にもなうホールドアップ問題と、(2)探索、計測、監視面でのコストに分けることができる。(1)とは、特定の商品を生産するために生産設備の特殊性が高かったり、商品が腐敗しやすかったり

するなど財に特殊性がある場合、他の目的には転用が困難なため、買い手独占のスポット市場でそれらの商品が買いたたかれるという問題である。しかしながら契約農業を行っていれば、販売先や販売価格が確保されているので、農家も安心して生産できるというメリットがある。

他方、(2)のコストについて、スポット市場では取引相手を探すためにコストがかかり、農産物の品質を確認するための計測コストも必要となる。とりわけ、農産物の特性が生産者への報酬と強くリンクしている場合には、農産物の特性に関する正確な情報が求められることから、買い手は農業契約を通じて生産状況を監視するのである。

●契約農業の小農排除問題

食品企業が主体となる契約農業やインテグレーションについて、既存研究では否定的に捉えられることが多かった。たとえば、企業が強大な力を利用して、契約の形で安価な労働力を利用したり、農産物の価格変動のリスクを農業生産者に押しつけたりすること、あるいは契約時に小農が排除され、契約農業の恩恵が小農まで届かないことが指摘されてきた。しかしながら前述のように、契約農業は市場の不完備を補完するための様々な機能も果たしている。そして、契約の内容や当該地域の経済環境のあり方次第で、必ずしも小農排除とならないことが近年の研究で明らかとなっている。

小農が排除されない理由として、以下の四点が指摘されている(参考文献⑤)。すなわち、(1)小農は相対的に資産が少なくリスクに対して敏感であるが、現代的な販売チャネルは伝統的なそれよりも必ずしもリスクが高いとは言えない、

(2)小農は資本市場へのアクセスが困難である一方で、自家労働のコストも低いため、コストが相殺される、(3)小農は自らが連携することで、規模の不経済や取引費用も克服することができる、(4)アグリビジネスが資源を提供することで、小農固有の市場の失敗も回避可能である、という点である。

●契約農業の効果と契約デザイン

契約農業に関するもうひとつの重要な論点として、生産者への経済効果が挙げられる(参考文献④)。途上国農家は契約農業を通じて、契約農産物からの収入や農業収入の大幅な増進を実現したことが多くの研究で実証されてきた。ただし契約農業の農作物は労働集約的性が強いいため、労働生産性で計測した農業の収益性や非農業収入も含めた世帯全体の収入でみると、契約農業の効果は相対的に小さいという。また、契約農業にともなう自家労働や雇用労働の機会費用を控除した形で農業利潤の推計が実施されないなど、処理効果の推計方法については今後の精緻化が不可欠である。

一方、最近の研究では契約デザインのあり方と小農による契約農業への参加決定との関係が注目されている。参考文献①は、契約農業に対する農家選好の効用関数を想定し、契約デザインの特性を三つ(協調、モチベーション、取引費用)に分類する。そして、小農の選好の違いが契約農業への参加に対してどのように影響するのかについて、実験ゲームによって実証するといった新たな試みがなされている。

ただし、農家による農業契約への選好は契約デザインの特性によって決まるのではなく、スポット市場の状況や農業インテグレーションの

度合いにも左右される。したがって農家の直面する市場環境や、契約締結前後での農家の選好変化なども踏まえた実証分析が求められる。

このように途上国の契約農業研究は、文字どおり「発展途上」にあり、農業経済学で最も注目される分野のひとつである。既存の研究蓄積を活かしつつ、最新の分析手法を用いながら実証研究を積み重ねて行くことが、途上国農民の経済厚生の上昇に繋がると切に希望したい。

(ほうけん ひゃくし/アジア経済研究所 ミクロ経済分析研究グループ)

《参考文献》

- ① Abebe, Gumataw et al., "Contract Farming Configuration: Smallholders' Preferences for Contract Design Attributes," *Food Policy*, Vol. 40, 2013, pp.14-24.
- ② Barrett, Christopher et al., "Smallholder Participation in Contract Farming" *World Development*, Vol. 40, No. 4, 2012, pp.715-730.
- ③ MacDonald, James and Penni Korb, "Agricultural Contracting Update: Contracts in 2008," *Economic Information Bulletin*, No. 72, 2011, USDA.
- ④ Otsuka, Keijiro et al., "Contract Farming in Developed and Developing Countries," *Annual Review of Resource Economics*, forthcoming.
- ⑤ Reardon, Thomas et al., "Agrifood Industry Transformation and Small Farmers in Developing Countries," *World Development*, Vol. 37, No. 11, 2009, pp.1717-1727.